

平成 21 年 2 月 10 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 19-01-139 号）の対応について（再勧告）

標題について、本委員会において調査及び審議を行った結果、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり改善を勧告します。

直ちに、必要な措置を取られるとともに、その内容を本委員会に報告してください。

記

1 概 要

本委員会は、平成 19 年 12 月 8 日に、「公共の用に供するために設置されている事業施設の一部が、特定職員により事実上私物化され、その現状を認識しながら、具体的な改善措置を取ろうとしない環境局の管理体制を改善し、施設の速やかな適正管理を実施するとともに、休憩時間の厳守等の施設全般にわたる服務指導の徹底を行う」よう勧告を行った。

平成 20 年 11 月 18 日には、環境局より『局の方針として全ての事業所において健康管理に利用する機器を含む私物の撤去を行うこととし、整理を図った』、『局内部統制連絡会議の実行機関として平成 19 年 11 月に立ち上げた「局内部監察チーム」により、事業所への数度の立入調査を実施し、順次私物の撤去を進めてきたもので、事業所単位での野球などのクラブ活動等についても、施設内にその道具が置かれているといった状況が見られたが、これについても、全ての事業所で整理させた』等々といった改善状況についての報告が行われた。

しかし、平成 19 年 12 月 8 日の勧告以降も、本委員会には環境事業センターの施設管理に関する通報が寄せられていたこともあり、本委員会事務局により再度実地調査を行った。

2 調査結果

平成 21 年 1 月 22 日、城北・西部・南部・東南の環境事業センターに抜き打ちのサンプリング調査を行ったところ、城北環境事業センターにおいて、以下の事実が確認できた。

- (1) 城北環境事業センター中継地の一角において、環境事業センターの管理に属さない簡易建物が現存していたこと。
- (2) 当該簡易建物の内部には、調査の際、人が居なかったにも関わらず、電気ストーブは通電・発熱したままの状態であったこと。また、電気ストーブ周辺には吊り下げら

れた服（私服・作業服）やスポーツ新聞等の可燃物が置かれていたこと。

- (3) 勤務時間中である午前 11 時 44 分に、センター内の通路部分でシートのようなものを敷いて横臥している職員等が複数存在したこと。

3 判 断

以上のような事実により、次のとおり判断するに至った。

- (1) 勧告から 1 年 2 ヶ月を経過した現在においても、未だに、公共の用に供するために設置されている事業施設の一部が、特定職員らにより数ヶ月に渡って継続して私物化されている現状があることから、環境局の平成 20 年 11 月 18 日付の報告は、事実と反するものであると判断せざるを得ず、極めて遺憾である。
- (2) 管理監督者は、環境事業センターの管理に属さない簡易建物を漫然と放置し、そこで火災を起こしかねない危険な行為が行われていたことを看過したことは、施設管理上の重大な問題である。以後、この様なことが二度と起こらないよう施設管理を徹底する必要があることは論を待たない。
- (3) 規律違反が公然と行われている中で、管理監督者がこれを現認しながら必要な措置を行っていない現状からすれば、先の勧告の趣旨を真摯に受け止めておらず、監督責任を果たしていないものと強く懸念する。

4 勧 告

上記判断に基づき、次のとおり改善されるよう勧告を行う。

- (1) 環境局が所管する全ての事業所から、職員の私物を、社会通念上許容されるものを除いては完全に撤去し、施設の管理を適正に行われたい。
- (2) 作業終了後の待機時間中の食事や横臥しての仮眠などの規律違反についても、服務指導を再度徹底されたい。
- (3) 今後この様なことが繰り返されぬよう、内部統制責任者である環境局長は、適宜立ち入り検査を行うなど、所属職員の服務規律の確保に努めるとともに、事業所内の状況を的確に把握した上で、施設管理権を適正に行使するよう強く求める。

5 付 記

平成 19 年 12 月 8 日の勧告において、「このような理解しがたい事態に陥った原因及び経過について詳細に報告する」ように求めたところであるが、この部分に関し、環境局から提出された平成 20 年 11 月 18 日付の報告では、その内容が甚だ不十分であるといわざるを得ない。今回の件も含め、早急に報告されたい。